

【AI ガバナンスの近時の動向】

AI 事業者に求められる実務的対応

～AI 事業者ガイドライン(第 1.2 版)と

AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(第 1.0 版)～

— 講師 —

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

パートナー弁護士(日本・ニューヨーク) 飯野 悠介 氏

日時 2026 年 6 月 1 日 (月) 午後 1 時～ 3 時
受講方法 会場受講 / ライブ配信 / アーカイブ配信(2 週間、何度でもご視聴可)
会場 SSK セミナールーム 東京都港区西新橋 2-6-2 ザイマックス西新橋ビル 4F

[重点講義内容]

2026 年 3 月 31 日に総務省・経済産業省より AI 事業者ガイドライン(第 1.2 版)が、2026 年 4 月 6 日に経済産業省より AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(第 1.0 版)が、それぞれ公表されています。これらにより、AI 開発者・提供者・利用者にとって AI ガバナンス上対応すべき事項の具体化が進むとともに、法的責任との関係性についても議論が進展しています。

AI 事業者ガイドライン策定時の担当者でもある弁護士が、ガイドラインにおいて AI 事業者としてどのような対応が求められているのか、それらがどのように法的責任の判断に結びつくのか等、日本の AI ガバナンスの現在地について解説いたします。

1. AI 事業者ガイドライン策定・改訂の背景
2. AI 事業者ガイドライン(第 1.2 版)について
 - (1) AI 事業者ガイドライン(第 1.2 版)の全体像
 - (2) AI 事業者ガイドライン(第 1.2 版)における主な修正箇所
3. AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(第 1.0 版)について
 - (1) 手引きの概要
 - (2) 「補助 / 支援型 AI」及び「依拠 / 代替型 AI」の区分
 - (3) 「補助 / 支援型 AI」に該当する場合の考え方
 - (4) 「依拠 / 代替型 AI」に該当する場合の考え方
4. 求められる実務的対応
5. 質疑応答 / 名刺交換

※講演内容は最新動向に応じて変更する場合がございます。

PROFILE 飯野 悠介(いの ゆうすけ)氏

2008 年 早稲田大学法学部卒業。2011 年 東京大学法科大学院修了。2013 年 森・濱田松本法律事務所入所。2014 年～2015 年 三井住友銀行コーポレート・アドバイザー本部出向。2021 年 スタンフォード大学ロースクール卒業。2021 年～2022 年 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell 法律事務所(シカゴオフィス)にて執務。2022 年～2024 年 経済産業省商務情報政策局情報経済課(ガバナンス戦略国際調整官)・デジタル庁(統括官付参事官付(併任))にて執務。官公庁や企業での勤務経験を活かし、AI に関する事業や契約等について多数のアドバイス実績を有する。「『AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ報告書』の概要」(NBL、2024 年)、「AI 事業者ガイドライン(第 1.0 版)の概要」(NBL、2024 年)、「企業の採用活動と AI-イリノイ州 AI ビデオ面接法の概要等と AI ガバナンスへの示唆」(NBL、2022 年)等著作多数。

